

第1部 報告書の骨子

1. 本報告書の位置づけ

本報告書は、「中心市街地ににぎわいを取り戻すためのあらゆる可能性について検討をする」ことを目的として、まちづくり施策のソフトと公共施設整備のハードの両面から幅広い検討を行い、それらの実装化へ向けて四日市市中心市街地に立地する3つの都市公園と1カ所の公有地を対象に、中心市街地活性化に資する公共施設の整備の可能性と考え方を示すものである。

本報告書をまとめる上では、中心市街地活性化推進方策検討会議で提示された委員意見と議論の内容を反映した。この検討会議では「にぎわいの創出には、祭りやイベントといった多くの市民が参加するソフト事業が重要である」という意見や「既存のイベントをより活性化させる仕掛けの必要性」、「公園やすわ公園交流館などまちなかにある既存の施設と相乗効果が出るような施設の整備」など、それらソフトとハードをセットで考える必要がある等の意見が出された。また検討対象とする候補地の現地調査・分析を通してそれぞれの立地特性や場所の優位性、反対に規模的制約や空間面での配慮事項などにも着目し相互比較を行った。

他方こうした立地面、空間面の評価と同等以上に、新たに創造したい市民活動や地域交流のプログラムと施設利用や運営管理に求められる公民協働（PPP）の仕組みづくりの検討が重要であるという共通認識から、検討会議では地域活動の担い手となっている地元住民や商店経営者等をゲストスピーカーとして招聘し、それぞれの活動に関する現状課題や将来ニーズについて話題提供をいただいた。これらの意見を踏まえ、多様な市民活動の相互交流と外部発信の強化、さらに児童・親子・学生・社会人・高齢者など幅広い世代の異なるアクティビティ間の交流が生み出す魅力的な場所「サードプレイス」[※]の創出方法に関する議論を重ねた。

このように、本報告書は中心市街地での新たな市民活動・地域交流拠点となる公共施設の計画・整備へ向け、その対象候補地の立地、空間面の相互比較と、市民利用、地域交流のテーマならびに運営方法の両側面から考え方を取りまとめ提言するものである。

2. 3つの都市公園および1カ所の公有地の整備・利活用の基本的な考え方

四日市市では市の「総合計画」や「中心市街地活性化基本計画」、また「産業活性化戦略に関する提言書」などを通して、これまでも中心市街地に広域的な都市機能を維持・集積させ、世代や空間を超えた交流の拠点化を進めることや、中心市街地は商業だけでなく文化や福祉・医療なども立地した様々な世代に受入れられる街としての再生を支援すること、またまちなか交流活動の促進や中心市街地での居住のクオリティオブライフを高める文化機能の誘導を進めることなどを目指してきている。

こうした従来の行政主導による中心市街地活性化の施策と成果を踏まえつつ、今回あらたに都市公園や公有地の利活用を視野に入れた市民活動と地域交流の拠点づくりを検討する上で、以下を基本的な考え方として位置づけた。

【基本的な考え方-1】

四日市市の中心市街地に根ざした多様な市民活動やイベントの連携拠点の一つとなるとともに、これらの担い手組織や市民グループの年間活動の場となり、活動を支援する幅広いサポート機能、情報発信機能を組み合わせた施設となること。また子育て中から高齢世代まで幅広い年齢層の「サードプレイス」となり、とりわけ女性層の健康志向と運動へのニーズに対応できる複合的な機能を組み合わせた場所となること。

【基本的な考え方-2】

戦前期より港湾産業都市として発展してきた四日市市は、産業と環境の両立といった先進性や革新性、高度な技術力や研究力という固有の都市イメージを最大限に活かし、現代の先進技術となる IOT（情報とものづくり）や IT ライフスタイル（情報と暮らし）、ゼロエネルギーインフラ（都市基盤）などを実装化し、都市の新しい市民生活を分かりやすく伝え、体験しながら日常利用できる場所となること。

【基本的な考え方-3】

中央通り、三滝通り、旧東海道など既存の街路空間や街路樹（該当する場合）の緑の街並みを、市民や来街者が徒歩や自転車で行き渡ることができる憩いの都市空間として総合的に位置づけること。また市民利用の観点からそれらの管理運営と施設整備の方針を検討するとともに、空間利用に関わる規制緩和を視野に入れた公共施設・公有地利用を総合的に計画（単なる公共施設の維持管理を越えて）して、新たな市民活動・地域交流を生み出す拠点施設として位置づけること。

【基本的な考え方-4】

将来発生が予測される東海・東南海地震や津波などの巨大な自然災害による人命被害を最小限にとどめるため、市の地域防災計画や都市防災構造化計画と連動して、平時から市民と市行政、民間事業者や非営利組織等が協働して進める減災まちづくりの活動・連携の場となること。

以上の基本的な考え方を踏まえ、新たな交流拠点の創出にあたっては、中心市街地の住民はもとより郊外部の住宅地や団地に住む居住者、さらに鉄道を利用する近隣市町の市民や学生、来街者等にとっても分かりやすく魅力を伝えることが重要であることを提示している。そしてその実現へ向けて、公共施設単体ではなく中心市街地全体が市民から期待される機能、場所、景観、環境に対応できるように、既存の複数の公共施設や都市公園、公有空間等の整備と運営テーマを戦略的に相互連携させること、さらにそれらをつなぐ街路空間の整備や街並みの形成などインフラ空間の整備を連動させ、歩きたくなる歩行者ネットワークとシェア自転車などの新しい移動の仕組みを一体的に構築していくことが効果的であると結論づけている。

3. 新たな（仮）市民活動・地域交流拠点施設の計画を想定した立地の相互比較と指標

対象とする3つの都市公園は、市民が安心して利用できる屋外空間であるとともに、中心市街地の緑の環境・都市景観として重要な役割を担っている。その一方で、市民が積極的に利用したくなる魅力的な居場所空間「サードプレイス」にしていくことは、中心市街地の回遊性強化や活性化にとつ

て有効な方法の一つである。こうした視点から、3つの公園の園路や遊具の設え、また樹木や植栽の種類、配置等については、従来の公共施設の平準化された仕様に留まらず、それぞれの公園の歴史や文化的背景を最大限に活かし、個々の立地特性や隣接する神社などの祭礼空間とも連携可能な「ものがたり性」と「テーマ性」を有する整備が望まれる。(例：御朱印めぐりツアー、合格祈願の神社詣でなど、隣接する神社の参拝利用とも連携したテーマ性の創出、公園デザイン・維持管理への反映)

一方、屋外の遊び場・活動空間として市民に親しまれている公園は、同時にまとまった樹木・植栽による都市の緑環境としても重要である。こうした観点から、公園の現状規模、面積を確保していくことは重要であり、仮に施設整備を進める場合は同等規模以上の公園空間の確保（立体公園制度などの利活用も含める）への計画的な配慮が必須である。

他方、庁舎東側芝生広場は現市役所に隣接する空地（公有地）であり、施設用地への転用の難易度は低い。新たな市民交流場所の拠点形成に際しては、中心市街地全体のまちづくりや、市民主体で行われている多様な文化活動・行事との効果的な連携確保、強化が最重要な課題となるが、中心市街地の骨格街路で主要な景観軸でもある「中央通り」に直接面する公有地の立地は、「大四日市まつり」や「エキサイト四日市バザール」、「まちなか文化祭」など市民文化行事の開催場所と連続または至近距離にあり、密接な連携・協働が可能である。また都市景観の魅力化が大きく期待できる場所でもある。その一方で、市役所敷地の一角という堅いイメージもある。しかしながら、空間利用の検討や運営管理の仕組みについての先進的な取り組み、従来の制約に捉われない市民・地域協働事業のプログラム等により、市民活動の拠点ともなり得る新たな公共空間として、そのイメージを広く発信できる可能性も有している。

以上

注 「サードプレイス」とは

地域コミュニティにおいて、家でもなく学校や職場でもない、心地よい第三の「居場所」のこと。そこでは居場所として過ごせたり、あるいは新たな出会いが生まれて交流や創造的な活動にもつながる場となる。